



《会計・税務の知識》固定資産税に不服はありませんか

固定資産税には賦課課税方式が採用されています。市町村は、納税者に納税通知書を交付し、賦課徴収を行います。償却資産をのぞき、基本的に納税者には申告義務は課されていません。

納税者が賦課された税額につき不服がある場合には、市町村に設置されている固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができる制度を設けています。

今回は、固定資産税の基本的な概要を把握した上で、今後納税者がとることのできる、審査の申出制度に関して紹介したいと思います。

1. 固定資産税の概要

固定資産税とは、土地、家屋、事業用の償却資産に対して課される市町村税（標準税率1.4%）です。固定資産税の納税義務者は、賦課期日における固定資産の所有者です。賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日です。

土地、家屋の課税標準は、価格の据置制度がとられています。基準年度の価格、つまり、基準年度の賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録されたものが、基準年度から第3年度までの原則的な課税標準となります。平成21年はこの基準年度に該当します。

一方、償却資産の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとなります。

なお、固定資産税の課税は、徴税の合理化を図るため、その者がその市町村の所有する課税標準となるべき額が一定の金額に満たない場合には、固定資産を課することができません。一定の金額とは、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円です。

2. 固定資産評価審査委員会への審査の申出

(1) 審査の申出事項

納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産につき固定資産課税台帳に登録された価格（たとえば、路線価、地目、地積、家屋の種類等も含みます。）に対して不服がある場合には、文書により、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます（地方税法432）。

ただし、基準年度の賦課期日における価格に据え置かれた土地又は家屋の価格や、総務大臣指定資産

又は大規模の償却資産につき都道府県知事または総務大臣が決定し又は修正し市町村長に通知したものの、納税義務者に該当するかどうかなどは、申出をすることができません。

(2) 審査の申出期間

審査の申出期間は、原則として、固定資産の価格等のすべてを登録した公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間です。

(3) 審査の決定

固定資産評価審査委員会は、審査の申出を受けたら、直ちにその必要と認める調査その他の事実審査を行い、その申し出を受けた日から30日以内に審査の決定をします。審査の決定をしたら、その決定があった日から10日以内に、これを審査の申出をした者及び市町村長に文書により通知します。

審査の決定の期限までに決定がなければ、その審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなすことができます。

(4) 市町村長のとるべき措置

市町村長は(3)の通知を受け、固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるれば、その通知を受けた日から10日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知します。また、固定資産税の賦課後であっても、その修正した価格等に基づいて、すでに決定した賦課額を更正します。

(5) 争訴の方式

納税者は、この固定資産評価審査委員会の決定に不服があれば、その取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査を申し出ることができる事項について不服がある納税者は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行い、その申出に対する決定について取消しの訴えを提起するという方法によってのみ争うことができます。

平成21年度の固定資産税について固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、各市区町村に相談してみてもいいでしょうか。